第四章　関税等、消費税等又は国際観光旅客税の納付手続

（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付に係る事前届出）

第五条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の四ただし書、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の六第三項に規定する酒税及び消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第三項（租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する消費税（以下「消費税等」という。）並びに国際観光旅客税の納付手続を除く。）及びとん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第二条第二項ただし書（特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第二条において準用する場合を含む。）の規定により第六条に定める方法（第一号に掲げる場合を除き、同条第一号に掲げる方法に限る。）による関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号に規定する内国消費税をいう。第三号において同じ。）並びにとん税及び特別とん税（以下「関税等」という。）の納付を行おうとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならない。

［一・二　略］

三　納付すべき関税等の額を税関長がその調査により更正し又は決定する場合（関税法第七十七条第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項の規定に基づき書面により通知する関税及び内国消費税を決定する場合を除く。）　当該更正又は決定を行う税関長にその旨を申し出る方法

［2・3　略］

（輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付に係る事前届出）

第五条の二　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（消費税等の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による消費税等の納付を行おうとする者は、書面又は口頭により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ納付すべき消費税等の額の決定を行う税関長に届け出なければならない。

2　税関長は、前項の届出がされた場合において、当該届出をした者に対し、納付番号その他の納付情報を通知するものとする。

（輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客税の納付に係る事前届出）

第五条の三　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の三に定める方法による国際観光旅客税の納付を行

第四章　関税等又は国際観光旅客税の納付手続

（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付に係る事前届出）

第五条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の四ただし書、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税の納付手続を除く。）及びとん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第二条第二項ただし書（特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第二条において準用する場合を含む。）の規定により第六条に定める方法（第一号に掲げる場合を除き、同条第一号に掲げる方法に限る。）による関税、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号に規定する内国消費税並びにとん税及び特別とん税（以下「関税等」という。）の納付を行おうとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならない。

［一・二　同上］

三　納付すべき関税等の額を税関長がその調査により更正し又は決定する場合（本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物に対する関税等を決定する場合並びに関税法第七十七条第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項の規定に基づき書面により通知する関税等を決定する場合を除く。）　当該更正又は決定を行う税関長にその旨を申し出る方法

［2・3　同上］

［条を加える。］

（輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客税の納付に係る事前届出）

第五条の二　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行